

令和 8 年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第 4 次点検等  
に係る調査等業務  
仕様書

1. 業務の目的

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和 9 年 3 月 16 日に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張等によって、現在は 11 府県にまたがる瀬戸内海のほぼ全域が国立公園として指定されている。

淡路地域は、極相林を形成する社寺林及び自然海浜等の良好な自然とその利用地点を中心に公園区域指定され、淡路島全域に公園区域が点在している。昭和 25 年の拡張により公園区域指定された後、数回にわたり公園区域の変更、事業計画の追加等を経て、平成 24 年に第 3 次点検が行われた。この第 3 次点検から現在までの間に国立公園を取りまく社会条件や自然環境が変化しており、自然公園法においても自然体験活動促進計画が新設されるなど法体系が変化している。

六甲地域は昭和 31 年の拡張により公園区域指定された後、都市化の影響で公園区域の縮小があり、現在は六甲山を中心に、東西約 20 km、南北約 7 kmが指定されているが、特別保護地区や第 1 種特別地域が国立公園外と接する特異な状況となっている。また、当該地域はこれまで網羅的な自然環境調査が行われていない地域であり、今後の管理運営にあたり、区域内の自然環境の把握が課題となっている。

本業務は、淡路地域の第 4 次点検に係る調査として、昨年度調査業務（令和 7 年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第 4 次点検に係る調査等業務）で抽出した公園区域拡張候補地の現地調査（陸上植生、昆虫及び藻場）と共に、六甲地域の次回の公園計画点検に向けた、自然環境に関する文献調査及びヒアリング調査並びに比較的良好な自然環境が残っている摩耶山エリアを中心に現地調査を行うものである。

2. 業務実施期間

契約締結時から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

3. 業務の対象地域

瀬戸内海国立公園淡路地域（淡路島と周辺海域）及び六甲地域（全域）  
（別紙 1 参照）

4. 業務の実施内容

業務実施内容は以下のとおり。なお、業務にあたっては「国立公園及び国定公園の調査要領（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305172 号）」及び「国立公園に係る公

園計画の作成等について(令和4年4月1日付け環自国発第2204015号)」(以下、「調査要領等」という。)に基づき実施すること。また、各種法令等の手続きが必要な場合は、速やかに環境省神戸自然保護官事務所担当官(以下、担当官)へ報告し対応を協議すること。

#### (1) 業務打合せの実施

業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務開始時に1回、業務期間中に1回、成果物提出前に1回の計3回程度オンライン会議システムによる打合せを担当官と行うこと。打合せ後は速やかに打合せ記録簿を作成し、担当官に提出すること。

初回打合せ時には、業務工程表、業務組織表、安全対策、緊急時連絡網等を含めた「業務計画書」を作成し、担当官に提出し、承諾を得ること。

なお、以降の各業務内容の実施については、淡路地域・六甲地域ごとに業務計画書に記載すること。

### 【淡路地域】

#### (2) 植物の生育確認調査

調査箇所(別紙2、3)において、踏査による植生調査を行い、調査票(別紙4)を基本にして調査結果のとりまとめを行うこと。調査内容は地点毎に以下を想定している。

①：群落状況の把握、重要種等の確認を行い、確認される群落毎に現在の状態の把握・整理。

- ・群落状態の把握：1回(6月～10月)
- ・重要種等の確認：2回(初夏、秋季)

②：群落状況の把握、重要種等の確認を代表的な箇所で行い、確認される群落毎に現在の状態の把握・整理。

- ・群落状態の把握：1回(6月～10月)
- ・重要種等の確認：2回(初夏、秋季)

#### (3) 昆虫調査

先山周辺(別紙3)において、昆虫類の採集調査を実施すること。調査内容は以下を、調査時期は2回(初夏、秋季)を想定している。

- ・任意採集法(見つけ採り、スウィーピング、ビーティング、朽木・倒木・石おこし等)
- ・バイトトラップ法、ライトトラップ法(ボックス法)：代表的な2群落以上(室内同定分析作業含む)

#### (4) 海中調査

沼島周辺及び論鶴羽山南の海域(別紙5)について、海中の資質を把握するための現地調査を実施すること(船上調査・潜水調査 計3日程度)。

船上調査では、船上から箱めがねなどを用いて藻場の有無や種類を確認し、図面上に記録する。潜水調査では岸を起点とした測線を 2 ライン以上設定し(沼島の北部、南部)、測線上に設置したコドラート内の資質(海藻種名・被度、底生動物種名・個体数等)を記録すること。測線は 1 ライン 100m、コドラートは 10m 毎に 1m コドラート設定することを想定している。調査時期は 6 月を想定している。なお、調査に当たっては、調査に伴う関係機関との調整(海上保安庁等)、傭船(調査用・警戒船の 2 隻を想定、操縦者含む)の手配を受注者にて行うこと。傭船料等の費用は本業務に含む。

#### (5) 専門家ヒアリング(淡路地域)

4. (2)～(4)の結果について 5 名の専門家へのヒアリングを実施する。なお、専門家は、兵庫県内 4 名及び広島県内 1 名を想定し、事前に担当官と協議を行い決定すること。専門家へのヒアリングには 1 時間あたり 7,700 円の謝金を支給すること(各 2 時間程度を想定)。謝金及び支払手続き等は本業務に含む。

なお、広島県の専門家のみオンラインでのヒアリングを想定しているが、やむを得ない理由等により、その他専門家に対して、対面でヒアリングできない場合には、担当者の承諾を得た上でオンラインでのヒアリングも可とする。

### 【六甲地域】

#### (6) 文献調査

国立公園及び国定公園の調査要領に基づき、下記項目について、六甲地域全体を対象として情報を収集し整理すること。六甲山エリア、摩耶山エリア、表六甲、裏六甲などエリアごとの記録が残っている場合はエリアごとにまとめること。

ア) 六甲地域の植物相

イ) 六甲地域の動物相(哺乳類、鳥類、両棲類・爬虫類、昆虫類、陸生貝類等)

ウ) その他生物相(菌類、蘚苔類、地衣類等)

#### (7) 専門家ヒアリング(六甲地域)

下記項目について、六甲地域全体を対象とし、3 名の専門家への対面でのヒアリングを実施する。なお、専門家は、兵庫県内及び近畿圏内の 3 名を想定し、事前に担当官と協議を行い決定すること。専門家へのヒアリングには 1 時間あたり 7,700 円の謝金を支給すること(各 2 時間程度を想定)。謝金及び支払手続き等は本業務に含む。

なお、やむを得ない理由等により対面でヒアリングできない場合には、担当者の承諾を得た上でオンラインでのヒアリングも可とする。

<ヒアリングする分野>

森林、草原、植物、昆虫、陸産貝類 等

<ヒアリング内容>

- ・ 生息情報や研究活動
- ・ 保全課題、保護活動
- ・ 現地調査時の調査場所、時期、方法等

(8) 植生調査

令和 7 年度に実施した「令和 7 年度瀬戸内海国立公園六甲地域における航空レーザー測量データ等活用による現況調査業務」、「令和 7 年度瀬戸内海国立公園六甲地域における GIS データ整理等業務」及び本業務の 4. (6) (7) より得られた情報を踏まえ、比較的良好な自然環境が残っている摩耶エリアを中心として、事前に担当官と協議を行い調査地を決定後、以下の調査を実施すること。

調査地：摩耶山国有林(第 1 種特別地域)周辺(別紙 6)の森林 8 箇所程度

国立公園の地種区分として、特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域において、それぞれ 2～3 箇所となるように設定すること。

調査プロット：保護林モニタリング調査マニュアル(林野庁 平成 30 年一部改正)を参考に 1 箇所当り 0.1ha の調査プロットを設定する。

調査内容：群落状況の把握、重要種等の確認を行い、確認される群落毎に現在の状態の把握・整理をすること。

調査時期等：時期 6 月～10 月の内、1 回

(9) 調査結果のとりまとめ

次年度以降の調査項目等についてまとめること。

【淡路地域・六甲地域】

(10) 業務報告書の作成

4. (2)～(5)の結果を取りまとめた淡路地域版報告書、4. (6)～(9)の結果を取りまとめた六甲地域版報告書を作成すること。作成にあたり、生息地情報等の公開すべきでない情報(不開示情報)がある場合は、担当官との協議に基づき当該情報箇所について、マスキング措置を行う。マスキングは不開示情報箇所が復元できないよう不可逆的手法により行うこと。公開用成果物は非公開用成果物とは別途とりまとめ提出すること。その際、公開用成果物と非公開用成果物の区別がつくよう格納表示(「公開用」、「取扱注意」等)を必ずラベルにより付記すること。

5. 成果物

紙媒体：4 部(淡路地域公開版、六甲地域公開版それぞれ 2 部)、ファイル綴じ(A4 判 150 頁以上。必要に応じて図面等は A3 版以上とし、その場合は折込むこと。)

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)8 式

(淡路地域版、六甲地域版の公開版・非公開版それぞれ 2 式、公開版と

非公開版が変わらない場合は公開版 8 式)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省神戸自然保護官事務所

## 6. 資料の貸与

本業務を遂行するにあたり、以下の計画関係①)及び報告書②)を貸与する。

### ①計画関係

- ・瀬戸内海国立公園(淡路地域)指定書及び公園計画書
- ・瀬戸内海国立公園(淡路地域)区域及び公園計画図
- ・瀬戸内海国立公園(淡路地域)管理計画書(平成 24 年 8 月 23 日)
- ・瀬戸内海国立公園(六甲地域)区域及び公園計画図
- ・瀬戸内海国立公園(六甲地域)指定書及び公園計画書
- ・瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理計画書(令和 3 年 12 月 1 日)

### ②報告書

- ・令和 7 年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第 4 次点検に係る調査等業務
- ・令和 6 年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第 4 次点検に係る調査等業務
- ・令和 5 年度瀬戸内海国立公園淡路地域指定植物生育確認調査業務
- ・令和 7 年度瀬戸内海国立公園六甲地域における航空レーザー測量データ等活用による現況調査業務
- ・令和 7 年度瀬戸内海国立公園六甲地域における GIS データ整理等業務

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

#### 9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっても、押印ではなく本人サインによること。）

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章：Microsoft 社 Word・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
- ・ 画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・ GIS ファイルを作成した場合：ESRI 社 ArcGIS（ArcGISVer. 9.0 以上）
- ・ 地図及び副図の画像ファイル：Adobe Systems 社 Adobe Illustrator（AI 形式又は EPS 形式、CS3 以下）

※作業後の地図及び副図中の区域線は再編集可能なベクタデータであること。

※地図及び副図に表示するテキスト及び公園計画に関する記号に関しては、作業前シェープファイルの地図及び副図とは別画像としてレイヤー分けする等、提出後の地図及び図面の再編集性を維持するための適切なレイヤー管理を行うこと。

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7) 」

による成果物を作成すること。

- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



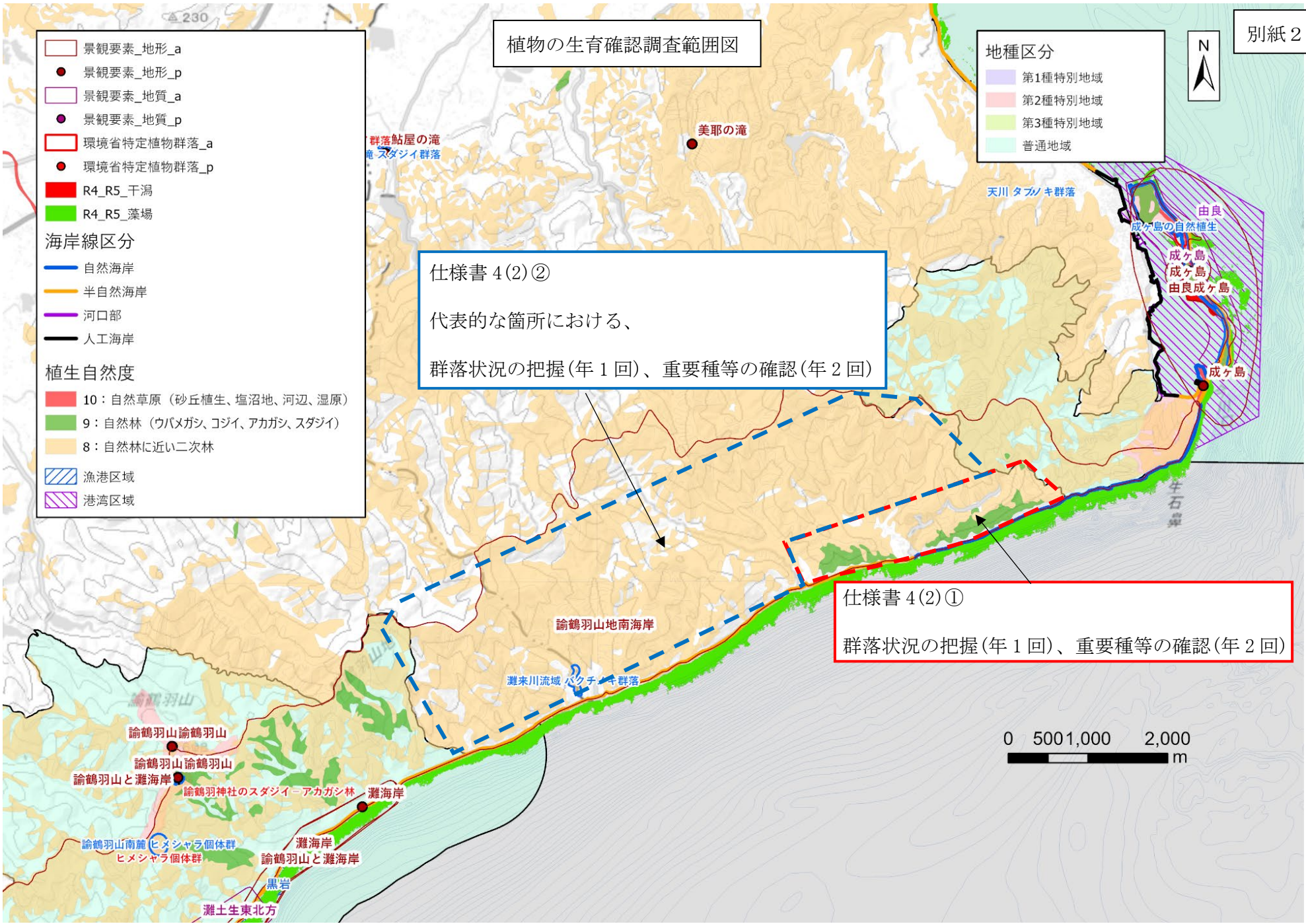
植物の生育確認調査範囲図

- 地種区分
- 第1種特別地域
  - 第2種特別地域
  - 第3種特別地域
  - 普通地域

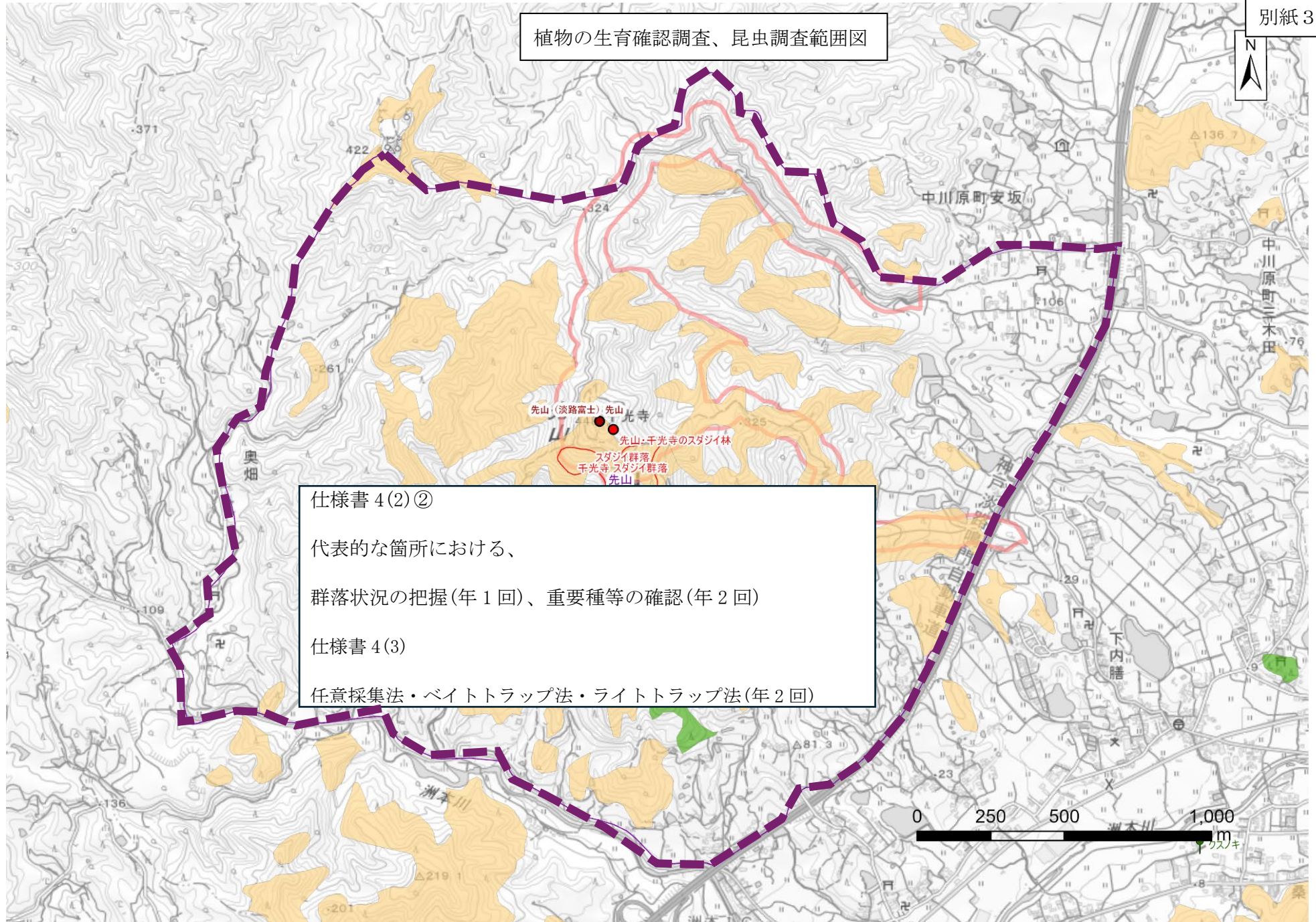
- 景観要素\_地形\_a
  - 景観要素\_地形\_p
  - 景観要素\_地質\_a
  - 景観要素\_地質\_p
  - 環境省特定植物群落\_a
  - 環境省特定植物群落\_p
  - R4\_R5\_干潟
  - R4\_R5\_藻場
- 海岸線区分
- 自然海岸
  - 半自然海岸
  - 河口部
  - 人工海岸
- 植生自然度
- 10：自然草原（砂丘植生、塩沼地、河辺、湿原）
  - 9：自然林（ウバメガシ、コジイ、アカガシ、スタジイ）
  - 8：自然林に近い二次林
- 魚港区域
  - 港湾区域

仕様書 4(2)②  
 代表的な箇所における、  
 群落状況の把握(年1回)、重要種等の確認(年2回)

仕様書 4(2)①  
 群落状況の把握(年1回)、重要種等の確認(年2回)



植物の生育確認調査、昆虫調査範囲図

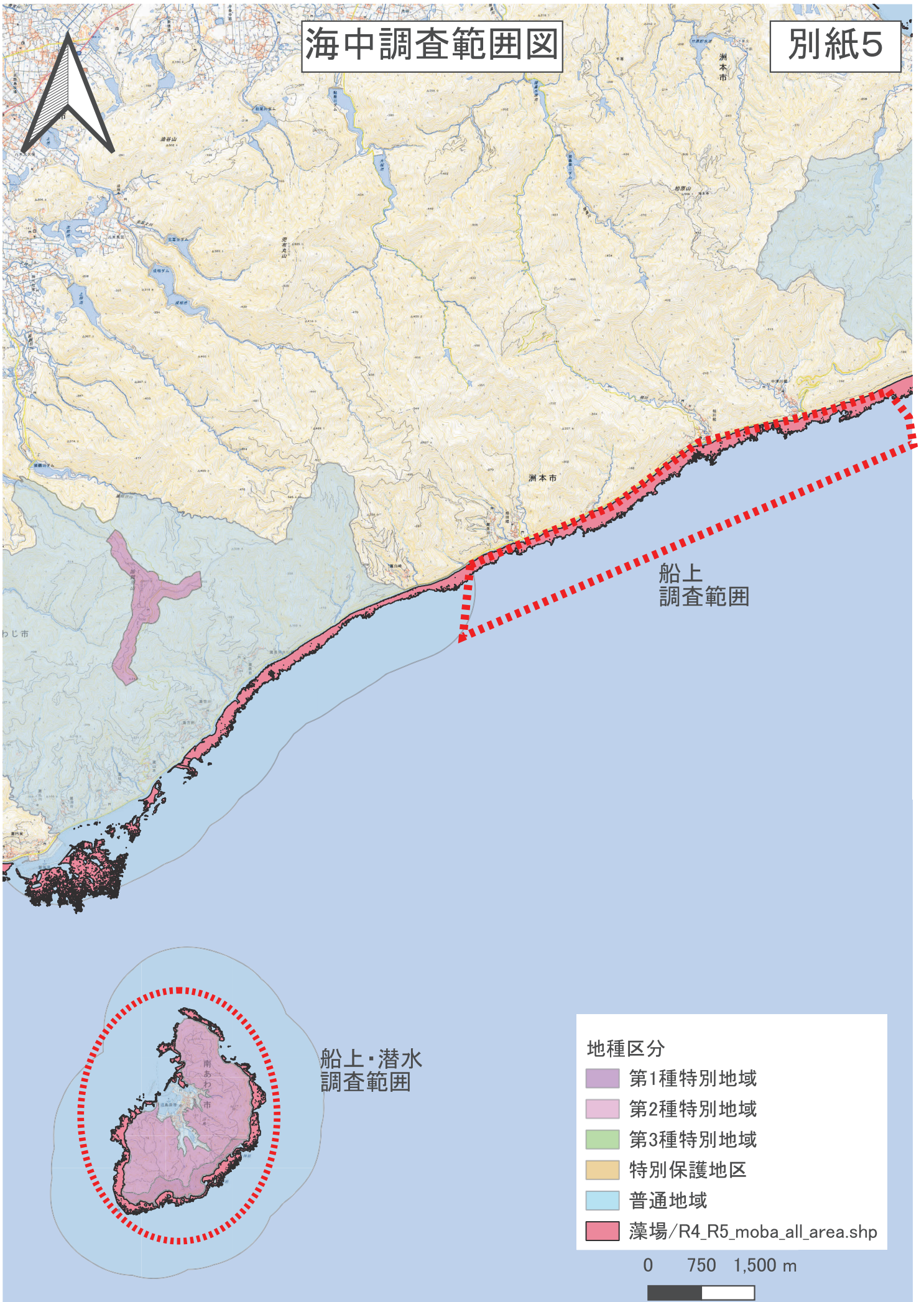


仕様書 4(2)②  
代表的な箇所における、  
群落状況の把握(年1回)、重要種等の確認(年2回)  
仕様書 4(3)  
任意採集法・ベイトトラップ法・ライトトラップ法(年2回)



# 海中調査範囲図

別紙5



摩耶山国有林（第1種特別地域）周辺範囲図(水色メッシュ範囲)

